

◎佐賀県条例第29号

佐賀県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

佐賀県迷惑行為防止条例（昭和39年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所等において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>衣服等で覆われている人の下着又は人の身体をのぞき見すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u></p> <p>2 何人も、公共の場所等又は特定多数の者が使用する場所等（事業所、学校その他の特定かつ多数の者が使用する場所又は貸切バスその他の特定かつ多数の者が使用する乗物をいう。<u>次項において同じ。</u>）において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を写真機、ビデオカメラ、携帯電話その他の機器（以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態<u>である場所であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものにおいて、当該状態で</u></p> | <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所等において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u></p> <p>2 何人も、公共の場所等又は特定多数の者が使用する場所等（事業所、学校その他の特定かつ多数の者が使用する場所又は貸切バスその他の特定かつ多数の者が使用する乗物をいう。）において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>衣服等で覆われている人の下着又は人の身体をのぞき見すること。</u></p> <p>(2) <u>衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を写真機、ビデオカメラ、撮影機能を有する携帯電話機その他の機器（以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 何人も、正当な理由がないのに、<u>住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所に当該状態でいる人の姿態をのぞき見し、写真機等を使用して撮影</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| いる人の姿態を写真機等を使用して撮影し、又は当該姿態を撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。 <u>(1) 公衆が利用することができること。</u> <u>(2) 特定多数の者が使用する場所等にあること。</u> | し、又は当該姿態を撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。 |

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。